

基本方針のポイント

持続可能な社会づくりに向けて、基本方針では、環境保全の意欲の増進、環境教育の推進についての考え方、進め方、具体的施策が総合的に位置付けられている。

その中で、重要な考え方や主要な施策のポイントは以下のとおり。

I 基本方針に盛り込まれている考え方

1 様々な個人、団体が、自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境をつくること

一人一人が自発的に環境保全に取り組み、その取組が個人からあらゆる主体に広がっていくことが、地球温暖化問題をはじめとする課題に取り組み、持続可能な社会を構築していく上では不可欠である。そのため、家庭、地域、社会等幅広い場において、その取組を支える環境をつくっていく。

2 環境やいのちを大切に、具体的行動をとる人材をつくる環境教育

環境教育では、私たちの生活と環境について学び環境に関する認識を深め、環境やいのちを大切にする心を育て、取組に主体的に参画できるようになることが重要。

そのため、体験による関心を持ち、理解を深め、参加し問題解決する能力を向上させることを通じ、具体的行動につなげていく視点を重視する。

3 自発性の尊重、役割分担・連携等への配慮

環境保全活動を支援したり、環境教育を進めていく上では、自発性の尊重、役割分担・連携、透明性・公正性の確保、継続的な取組などに配慮していく必要がある。

II 主な取組（具体的な施策）

- ① 各学校において環境教育に関する全体的な計画等を作成するなど、各教科、総合的な学習の時間を通じた総合的な取組を進める。
- ② 地域と学校が連携し、環境教育を進めることが大切。連携を深めるためのコーディネーターを育てる。
- ③ 環境に配慮した学校施設の整備、改修を充実し、これと連携した環境教育を地域と連携して進める。
- ④ 家庭や日々の生活における教育を、ITや専門家の力を借りて支援する枠組みづくりを進める。
- ⑤ 官公庁、民間企業等の職場において、環境教育を充実し、職員のボランティア活動の支援を進める。
- ⑥ 人材育成に関わる事業登録制度により、民間の自発的な創意工夫に基づく取組を必要な環境教育の場に広く周知していく。
- ⑦ 環境保全活動、環境教育、パートナーシップづくりの支援拠点について、機能強化、各機関との連携、コーディネーター等の人材育成を図る。
- ⑧ ナショナルトラスト活動や見学等の工場の開放など、土地・施設の活用、教育への提供について、取組の周知、民間団体との連携などを支援する。
- ⑨ 政府の持つ環境に関する情報を積極的にわかりやすく公表するとともに、民間の情報の収集・提供を進める。
- ⑩ 「持続可能な開発のための教育の10年」につき、長期的な推進計画等を検討するとともに、持続可能な開発のための教育のあるべき姿を国際的に発信する。